

宇治市交通バリアフリー推進連絡会設置要項

(目的)

第1条 宇治市内の交通バリアフリーの効果的な推進を図ること及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)第26条に基づき、基本構想の実施に係る連絡調整を行うことを目的として、宇治市交通バリアフリー推進連絡会(以下「推進連絡会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 推進連絡会は、次に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行う。

基本構想に基づくバリアフリー化事業(以下「バリアフリー化事業」という。)の計画作成に関する事項

バリアフリー化事業の進捗に関する事項

バリアフリー化事業の完了後の評価等に関する事項

バリアフリー化事業以外の交通バリアフリーに関する事業の予定、結果に関する事項

交通バリアフリーのソフト施策に関する事項

2 推進連絡会は、交通バリアフリーに関する情報発信を行う。

(組織)

第3条 推進連絡会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験者

関係団体等の代表者

関係機関の職員

宇治市職員

3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進連絡会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

(推進連絡会の開催)

第5条 推進連絡会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、推進連絡会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進連絡会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進連絡会の運営に関し必要な事項は、推進連絡会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成20年1月29日から施行する。